

気候変動に対する取り組み

JICAは、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

ガバナンス

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めて、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています【→P.64「業績評価」を参照ください】。

開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています【→P.64「事業評価」を参照ください】。

組織、事業に関する戦略と「環境社会配慮ガイドライン」

JICAは、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年10月に策定するとともに、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を、理事会審議を経て2021年7月に策定しました。

また、「JICA環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに

基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。

その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。

なお、現行ガイドラインは、2010年に公布されたものであることから、国際的な潮流なども踏まえ、透明性と説明責任を確保しながら改定に向けたプロセスを進めています。

取り組みの強化と透明性の確保に向けた組織体制

組織体制については、組織全体の環境方針は総務部が担当し、気候変動対策の取り組みを強化するべく、2010年に気候変動対策室を設置。また、ガイドラインを担当する部署として、審査部を設置しています。異議申立に関しては、環境社会配慮異議申立審査役事務局を設置しており、申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。

戦略

JICAの環境方針

JICAは、気候変動対策の取り組みと発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置づけています。上述の「JICA環境方針」では、基本方針として、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。具体的には、

①国際協力を通じた環境対策の推進、②環境啓発活動の推進、③オフィスや所有施設における環境配慮活動の推進、④環境法規制などの遵守に取り組んでいくこととしています。

国際的目標達成に向けたアクション

JICAが2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、開発途上国のパートナーとして、脱炭素

社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードするとともに、これらの取り組みを通じて、国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的枠組みであるパリ協定のほか、仙台防災枠組、生物多様性条約、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsが掲げる国際的な目標の達成に向けた貢献を目指すこととしています【→P.20「JICAの挑戦3」を参照ください】。

具体的には以下のアクションを掲げています。

1. パリ協定の実施促進のための、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ作成支援、GHG排出量の透明性の向上に向けた枠組みの強化、気候資金*の導入・活用
2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林などの自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療などの案件の推進を通じた、開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型の気候変動対策の推進

実施にあたっては、多様な関係者との連携やファイナンスの動員[民間企業との連携、緑の気候基金(GCF)などの外部資金活用の推進]、日本などの知見や技術の活用、戦略的な情報発信、都市間連携・協力の促進、域内連携の促進、DX(デジタル・トランスフォーメーション)などのイノベーションも推進します。

日本政府が打ち出す新たな戦略にも対応

2021年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)」では、「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解したうえで、

風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」としています。JICAとしても、こうした日本政府の方針に従って対応していきます。

気候変動による「機会」と「リスク」

JICAを取り巻く、気候変動による主な機会としては、再生可能エネルギー・省エネルギーや森林保全などの緩和策、防災などの適応策に関する事業への協力、緑の気候基金(GCF)からの受託事業の推進、気候変動対策に資する調査・研究の拡大などを通じて、開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献があります。

一方で、主なリスクとしては、開発途上国での自然災害の増加によるJICA協力事業への影響(物理的リスク)、法規制等の強化や急速な技術の進展などによるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)などがあります。JICAとしては、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、移行(トランジション)支援戦略についても検討を進めます。

※ 各国の公的資金、世界銀行などの国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、GHGの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、およびその両方に資する事業を指します。

リスク管理

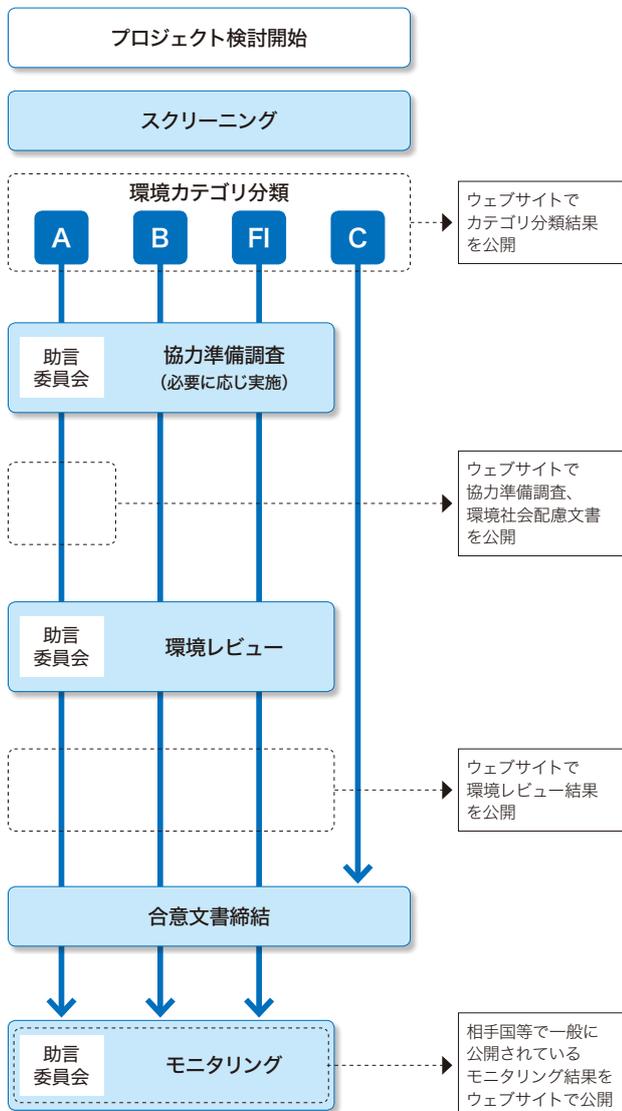
JICAは、気候変動に関連するものを含めて、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、事業の確実な実施を目的にリスクを特定・評価し、それらのリスクへの対応体制を確保しています【→P.71「コンプラ

イアンス、リスク管理」金融リスク管理」を参照ください】。

環境社会面へのリスク対応

JICAの開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、前述のガイドラインを適用する

環境社会配慮確認の手続き



ことによって対応しています。ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります【→左図を参照ください】。

各工程においては、説明責任の確保と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書などに基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)

JICAは、協力事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。

また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

指標と目標

JICAは、気候変動により、JICA協力事業とSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識の下、今後実施するシナリオ分析を踏まえ、GHG排出量や気候関連のリスクと機会を評価・管理する際に使用

する具体的な指標や目標を検討していきます。

また、国内のオフィスと所有施設におけるエネルギー使用量について目標を設定し、その削減に引き続き取り組んでいきます。

JICAの「環境への取り組み」に関する詳しい内容は [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/environment/index.html) <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>、
「気候変動対策」については [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html) <https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html> をご覧ください。